

## 条例施行規則に定める土壌基準の改正(平成31年7月1日施行)に係る事務取扱いについて

平成31年4月 和歌山県 廃棄物指導室

下表①から④までの各検査の「判断の基準となる日又は期間」が、平成31年7月1日以降となる場合(④については平成31年7月1日をまたぐ場合も含む)には、改正後の土壌基準が適用されますので注意してください。

検査の内容		判断の基準となる日又は期間
①	特定事業許可申請書(別記第5号様式)に添付する特定事業区域内の表土の土壌検査	申請日
②	特定事業において定期的実施する特定事業に使用された土砂等の汚染状況を確認するための土壌検査	特定事業を開始した日から起算して6月ごと(一時堆積事業については3月ごと)となる日
③	特定事業を完了し、又は廃止したときに実施する土壌検査	特定事業の完了日又は廃止日
④	土砂等搬入届出書(別記第11号様式)に添付する搬入しようとする土砂等の土壌検査	土砂等搬入届出書の保健所への届出日 <b>※下記備考参照</b>

### ※備考

- 平成31年7月1日以降に土砂等搬入届出書(以下、「届出書」という)を届ける場合は、改正後土壌基準で実施した土壌検査結果証明書(総和である1,2-ジクロロエチレンを含む28項目)を添付してください。なお、既存の検査結果にトランス-1,2-ジクロロエチレンの検査結果を追加することで届出が可能です。
- 平成31年6月30日以前に届出書を届ける場合は、土壌検査結果証明書(以下、「証明書」という)はシス-1,2-ジクロロエチレンを含む28項目又はそれにトランス-1,2-ジクロロエチレンや総和である1,2-ジクロロエチレンを併記したものとなります。ただし、本通知時に既に発行済の証明書については、総和である1,2-ジクロロエチレンのみの記載でも可能です。
- 届出書の「土砂等の搬入期間」が平成31年7月1日をまたぐ場合であっても、届出日が平成31年6月30日以前であれば改正前の土壌基準で実施した証明書(シス-1,2-ジクロロエチレンを含む28項目)の添付で平成31年7月1日以降も搬入は可能です。なお、7月1日以降に再度、届出書を提出する必要はありません。

【イメージ図】

